

サステナビリティ調達ガイドライン

株式会社ウッドワン

Ver. 1.0

令和 5年（2023年）9月 制定

サステナビリティ調達ガイドライン

本ガイドラインは、「人権方針」、「サステナビリティ調達方針」、「統合（品質/環境）方針」を基に、当社および当社グループとサプライヤーがともに社会的責任を果たしていくために定めたものです。サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインをご理解賜り、協力して取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【管理体制の構築】

1. マネジメントシステムの構築

本ガイドラインの各項目を達成するため、マネジメントシステムを構築し、適切な運用を通じて、継続的な改善に努めます。

※マネジメントシステムとは、方針の遵守、実施体制、是正処置、ステークホルダー・エンゲージメントについて、PDCA（Plan-Do-Check-Action）を通じ、継続的な改善をはかる仕組みを構築することです。これは、必ずしも認証取得を目的としたり、意味したりするものではありません。

2. サプライヤーの管理

人権・労働、環境、汚職、腐敗への対応など、社会からの要求事項（本ガイドラインまたは自社が持つ同様の要求事項）をサプライヤーに伝達するとともに、遵守状況をモニタリングし、改善を促すプロセスを構築します。

3. 苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンにおける本ガイドラインへの違反を防止するため、従業員およびサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築し、継続的なプロセスとして問題への対処を可能とします。

苦情処理に際しては、相談者の匿名性を保護し、通報したことにより不利益を被らない措置をとります。

ウッドワン企業倫理ホットライン受付窓口

<ウェブフォーム> URL: https://www.woodone.co.jp/supplier_hotline/

4. 取り組み状況の開示

本ガイドラインの各項目に係る取り組み、および関連する法規制に基づく情報を開示します。

【行動規範】

1. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、事業を行う「現地（国/地域）」に適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重して事業活動を行う必要があります。

2. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

2-1) 強制労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いてはなりません。従業員が自由意思に基づいて就労し、雇用を自ら終了する権利を尊重します。

- 2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
最低就労年齢に満たない児童を雇用せず、就労させません。また、18歳未満の若年従業員を健康・安全・道徳が損なわれる恐れのある業務に従事させません。
- 2-3) 労働時間への配慮
従業員の働く地域の法規制上定められている労働時間の限度を超えて労働させてはなりません。併せて、国際的な基準を考慮した上で、従業員の労働時間（超過勤務・休日を含む）を適切に管理します。
- 2-4) 適切な賃金と手当
従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守します。
- 2-5) 非人道的な扱いの禁止
従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を従業員に行いません。また、組織としての予防対策を実施します。
- 2-6) 差別の禁止
従業員の雇用において、人種・国籍・民族・性別・性的志向・性自認・障がいの有無・年齢・宗教などに基づく差別は行いません。
- 2-7) 結社の自由、団体交渉権
「現地（国/地域）」の法規制を遵守した上で、労働組合結成と参加、団体交渉に関する従業員の権利を尊重します。

3. 安全衛生

企業は関連法規制の遵守のみならず、従業員の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え、安全で衛生的な労働環境を整える取り組みを行う必要があります。

- 3-1) 労働安全
職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計・技術・管理手段をもって安全を確保します。特に、妊娠中および授乳期間中の女性従業員や障がいをもつ従業員、高齢従業員への合理的な配慮に努めます。
- 3-2) 緊急時の備え
人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、従業員および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順を作成します。また、必要な設備などの設置、教育・訓練を行います。
- 3-3) 労働災害・労働疾病
従業員が労働災害および労働疾病を被った際の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。
- 3-4) 産業衛生
職場において、有害な生物的・科学的・物理的な影響に従業員が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

- 3-5) 身体的負担のかかる作業への配慮
従業員の身体に負担のかかる作業を特定・評価し、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理します。
- 3-6) 機械装置の安全対策
業務上使用する設備、機械装置に、フェイルセーフやフールプルーフなどを考慮した適切な安全対策を講じます。
- 3-7) 施設の安全衛生
従業員に提供される施設（食堂、寮、トイレなど）の安全衛生を適切に管理し、当該施設においては、緊急時の適切な避難経路や非常口を確保します。
- 3-8) 安全衛生のコミュニケーション
従業員が被る可能性のある業務上の様々な危険について、適切な安全衛生の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供します。また、従業員から安全にかかわる意見をフィードバックする体制を講じます。
- 3-9) 従業員の健康管理
健康診断などを実施し、全ての従業員の健康を適切に管理します。

4. 環境

企業は、「現地（国／地域）」の環境関連法令を遵守するとともに、資源の枯渇、気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組む必要があります。また、関係する地域の人々の健康と安全の確保を最優先とし、環境負荷を最小限に抑えるために配慮します。

- 4-1) 環境許可と報告
「現地（国／地域）」の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。
- 4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減
エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減に取り組みます。
- 4-3) 大気の排出
「現地（国／地域）」の法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を講じます。
- 4-4) 水の管理
「現地（国／地域）」の法規制を遵守し、使用する水の水源、使用状況、排出をモニタリングし、節水に努めます。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。
- 4-5) 資源の有効活用と廃棄物処理
「現地（国／地域）」の法規制を遵守し、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えます。

4-6) 化学物質管理
「現地（国／地域）」の法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたはリユース、および廃棄が確実に実施されるよう管理します。

4-7) 製品含有化学物質の管理
製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守します。

5. 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理観に基づき事業活動を行う必要があります。

5-1) 腐敗防止
あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行いません。

5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止
賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

5-3) 適切な情報開示
適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を適切に開示します。

5-4) 知的財産の尊重
顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産を尊重するとともに、当社および当社グループの知的財産の保護に努めます。

5-5) 公正なビジネスの遂行
公正な事業、競争、広告を行います。

5-6) 通報者の保護
当社および当社グループ、サプライヤーなどを含む関係者が利用可能な苦情処理メカニズムの仕組みにおいて、通報者の匿名性および通報内容の機密性を確保し、通報したことを理由に通報者が不利益を被らない措置をとります。

5-7) 責任ある鉱物調達
製造する製品に、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないか確認を行います。

5-8) 持続可能な木材資源の調達
適切な場所、方法で伐採された木材を調達するために、合法性・持続可能性を確認するとともにトレーサビリティを確保します。

6. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性並びに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

6-1) 製品の安全性の確保

製品が、「現地（国／地域）」の法令で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる製品の設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

6-2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、当社および当社グループの品質基準を遵守します。

6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供します。

7. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

7-1) サイバー攻撃に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、当社および当社グループや他者に被害が生じないように管理します。

7-2) 個人情報の漏洩防止

消費者、顧客、サプライヤー、従業員などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護します。

7-3) 機密情報の漏洩防止

当社および当社グループのみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護します。

8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって当社および当社グループもしくは取引先が被災した場合に、供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

8-1) 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

以上